

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令案に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>【政令第1条各号の考え方に関する御意見】</p>	
<p>第1条一号から七号について：法律第六条第二項第二号の情報について、根拠となる国内法が具体的に列記されており、明解になったと感じます。</p> <p>第1条1項七号および九号について：「国内樹木の伐採に関して地方公共団体に対してした届出」あるいは「当該原産国の法令に適合して伐採されたことを証する届出」の情報では適合していることの証左とならないのではないのでしょうか。適用される具体的な事例を手引きやQ&Aに示して解説していただくことを要望いたします。</p> <p>第1条1項八号、九号、十号について：各国別の情報の事例をどの号に準拠しているか明示してクリーンウッドナビなどで情報提供していただくことを要望いたします。</p> <p>第1条1項十二号について：この号の「蓋然性が高いことについて認証したことを示す情報」とは、例えば、(1) FSCなどの森林認証の証明書、(2) 都道府県による地域材の認証制度の証明書、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月、林野庁）」に準拠した証明書 が該当するのでしょうか。十二号に関しては【概要】に「後日通知等で周知する予定」とありますが、通知内容と共に事例を手引きやQ&Aに示して解説していただき、クリーンウッドナビなどで情報提供していただくことを要望いたします。（同一意見ほか2件）</p>	<p>本政令第1条各号に該当する具体的な書類例を含め合法性の確認に関する運用の詳細については、ご指摘の観点も踏まえ、事業者の負担にも配慮しつつ、省令、通知等で示すこととし、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・第1条第6号「地方公共団体がする処分」は「地方公共団体の機関がする処分」とすべきではないか。（cf. 行政手続法第3条第3項） ・第1条第8号及び第9号「原産国の政府機関に準ずるもの」「輸出国の政府機関その他これの準ずるもの」の具体的な範囲が明らかになるように規定すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本政令第1条第6号における処分の主体の対象は特定できており、また、作用法の例に倣って「地方公共団体がする処分」とする原案で整理しております。 ・国外における伐採に係る制度は多種多様であり、原産国の政府機関や輸出国の政府機関に準ずるものの具体を法令上、限定的に列挙することは困難であるため、これに該当する要件を規定しております。この点、原材料情報の収集をする事業者が円滑に義務を履行できるよう、御指摘の「具体的な範囲」については、今後、通知等で適切に示してまいります。
<p>●自社で輸入する場合</p> <p>(1) クリーンウッドナビに「合法性の確認に活用できる書類の事例」が記載されていない国から輸入する際、認証材や現地業界団体証明材でない場合や、移動許可書や伐採許可書などの合法書類を入手できない場合が想定されます。その都度貴省に確認するだけの時間的な余裕もないため、汎用的な証明方法を確認しておく必要があります。そうした場合、原産地が記載された輸出国発行の原産地証明書は有効となりますでしょうか？</p> <p>(2) 欧州の仕入先各社に調査したところ、欧州では現行のEUTRによる厳しい規制のもとで、EU市場において違法材は限りなく少ないという捉え方が大半でしたが、合法性の確認にはどういった書類が必要でしょうか。現在クリーンウッドナビに「合法性の確認に活用できる書類の事例」が記載されている国はイタリアやオーストリアなどごく少数です。</p> <p>(1) 同様、EU各国から入手できそうな汎用的な合法書類はございますか。</p> <p>●国外樹木を国内で仕入れる場合</p> <p>非登録業者が輸入した国外樹木の木材製品を国内で購入する場合は、クリーンウッドナビに記載されている合法書類を入手できない可能性が高くなりますが、その場合はどのように合法性を証明すればよいのでしょうか。</p>	<p>本政令第1条各号に該当する具体的な書類例を含め合法性の確認に関する運用の詳細については、ご指摘の観点も踏まえ、事業者の負担にも配慮しつつ、省令、通知等で示すこととし、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p> <p>なお、各国における伐採に係るリスクに対し、これまでも他国の法令や手続等について情報収集を行うとともに、情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を整備し、35の国や地域について、法令や手続、木材等の流通ルート、違法伐採の事例等の合法性確認に役立つ情報情報を提供してきたところです。</p> <p>今後とも、合法伐採木材等の流通及び利用の促進が図られるよう、必要な情報提供に努めてまいります。</p>
<p>令第1条第8号ならびに第9号において、原産国等の記載があり、どの国の樹木に対して仕入れ可能となっておりますが、外務省が出している「海外安全情報」によるレベル区分がありますが、「紛争地域」（レベル4）の樹木を使用することは国として控える必要があると思えます。この辺りをうまく組み込む必要を感じます。</p> <p>単純に原産国が伐採を証明すればよいというものではないと感じております。</p> <p>外務省の発行する「海外安全情報」における「紛争地域・労働安全に問題がある国」のレベル4未満であることなどをうまく組み込めないのでしょうか？</p>	<p>本法の趣旨は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図る、いわば促進法であり、木材等の流通制限を行うものではございません。</p> <p>このため、木材等の流通制限をしていない法律を超えて本政令でこうした制限に当たる規定を措置することはできないものと承知しております。</p> <p>他方、御懸念の各国における伐採に係るリスクに対し、これまでも他国の法令や手続等について情報収集を行うとともに、情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を整備し、35の国や地域について、法令や手続、木材等の流通ルート、違法伐採の事例等の合法性確認に役立つ情報情報を提供してきたところです。</p> <p>今後とも、合法伐採木材等の流通及び利用の促進が図られるよう、必要な情報提供に努めてまいります。</p>
<p>原産国の政府機関に準ずるもの又は輸出国の政府機関その他これに準ずるものにより発行された法第六条第一項第二号に規定する木材等の原材料である樹木（以下「国外樹木」という。）が樹木の伐採に係る当該原産国の法令に適合して伐採されたことを証する情報について</p> <p>「輸出国の政府機関？情報（輸出国が発行する原産国での合法的な伐採に対する証明等）」とは、ベトナム、インドネシア、マレーシアのTLASが第三国からの輸入材に対して与えている合法性確認証等が該当すると理解しますが、これは原産国の政府機関が発行したものはリスク軽減度合いが異なると考えられます。また「原産国の政府機関？情報」は海外で伐採された木材のみが対象となりますが、「輸出国の政府機関？情報」は我が国で伐採された木材が海外に輸出され、加工後に再輸入される場合も該当するという違いがあります。</p> <p>このため不要な混乱を避けるためにも、「政令案の概要」での記述と同様、「原産国の政府機関？情報」と「輸出国の政府機関？情報」は号を分けるべきと考えます。また「輸出国の政府機関？情報」の号の箇所は現在の第10号ないし第11号の後に位置するべきと考えます。</p> <p>上記のように「輸出国の政府機関？情報」は、我が国で伐採された木材が海外に輸出され、加工後に再輸入される場合にも適用しうる（もちろん我が国で発行された書類があればそれでもよい）ことを明記すべきかもしれません。</p> <p>なお法令では規定されていませんが、輸出国は原産国での違法行為に対して直接被害を受けない立場にあり、また輸出国と原産国が異なる場合はサプライチェーンがより複雑で違法伐採材の混入リスクが高くなるため、「輸出国の政府機関？情報」が「原産国の政府機関？情報」よりもリスク軽減度合いが低いと評価することは当然と考えます。また我が国国内の木材産業（例：家具製造業）が輸出国の木材産業よりも不利にならないようにするために重要と考えます（原材料よりも製品を輸入する方が合法性確認が簡単になることを防ぐべきである）。</p>	<p>本政令は、改正後の法第6条第2項第2号の原材料情報として認められる情報を網羅的に規定するものであり、本政令第1条各号間の原材料情報から得られる違法伐採でない木材等に該当する蓋然性の高さを相対化する趣旨はございません。</p> <p>いずれにしても、本政令第1条各号に該当する具体的な書類例を含め合法性の確認に関する運用の詳細については、ご指摘の観点も踏まえ、事業者の負担にも配慮しつつ、省令、通知等で示すこととし、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令案に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>1. 「該当しない蓋然性が高いことについて認証したことを示す情報」の文言は、「該当しない蓋然性が高いことについて（審査機関が）認証したことを示す情報」のようにも読め、審査機関が情報提供者になるのか、ならないのかが判然としなないと思料します。</p> <p>2. 「示す情報」の範囲は、簡便を旨とすれば認証書（写）で足りるのでしょうか。</p>	<p>（1）について） 本政令第1条第12号の認証を行う主体要件については、地方公共団体のほか、本政令の主務大臣（農林水産大臣及び経済産業大臣）が指定する者であるとしております。この指定において、認証が素材生産販売事業者に関して付与される認証を指すことが明確になるよう、適切に指定要件・手続の策定に努めてまいります。</p> <p>（2）について） 御指摘のとおり、認証書の写し、認証（認定）番号等当該認証があったことを示す情報を想定しております。この点、原材料情報として活用できる具体的なものについては今後、通知等で示してまいります。</p>
<p>木質系のフローリングを様々な国から輸入している輸入業者です。 現在、クリーンウッド法に対応すべく、現地の工場に各国の行政機関が発行している合法木材である証明書を提出してもらっていますが、国により管轄省庁もバラバラであり、証明書の伐採許可証も統一されていませんので、各国の行政機関の発行する証明書であればOKとしていただけるとスムーズに対応できるかと思います。 また行政機関以外でもFSCやPEFCを取得している工場は政府機関の証明書がなくてもSFC、PEFCの証明書でOKとしてもらえるとスムーズに対応できます。よろしくお願ひいたします。</p>	<p>国外樹木については、改正後の法第6条第2項第2号の原材料情報として原産国の政府機関が発行する証明書の写しを規定しており、本政令では、法の規定に代わる原材料情報として、同令第1条第8号から第10号まで及び第12号の情報を位置付けることとしております。 なお、政令第1条第12号の認証を行う主体要件については、地方公共団体のほか、同令の主務大臣（農林水産大臣及び経済産業大臣）が指定する者としており、この指定する者については、できるだけ早期に公表・周知できるよう準備を進めてまいります。</p>
<p>木質フローリングを輸入している業者です。 複合フローリング（表面単板が無垢の単板で基材が合板）を輸入する場合、現地工業の木材の出所が複数の国になることがよくあります。 例）アメリカンウォールナット複合フローリング ⇒単板はアメリカ合衆国で中国の工場が単板を輸入している。 基材の合板は中国で生産しているが、中国の合板の素材は中国以外の国からも輸入したものも使用している。 これらを中国で貼り合わせてアメリカンウォールナット複合フローリングを作成している。 このように、一つの製品の素材が複数の国から輸入されたものだと証明書が非常に取りづらいので、現地工場が「SFC」「PEFC」を取っていけば合法木材として認定していただけると証明書の取得が簡略化ができるので、そのようにしていただきたく存じます。よろしくお願ひいたします。</p>	<p>国外樹木については、改正後の法第6条第2項第2号の原材料情報として原産国の政府機関が発行する証明書の写しを規定しており、本政令では、法の規定に代わる原材料情報として、同令第1条第8号から第10号まで及び第12号の情報を位置付けることとしております。 なお、本政令第1条第12号の認証を行う主体要件については、地方公共団体のほか、同令の主務大臣（農林水産大臣及び経済産業大臣）が指定する者としており、この指定する者については、できるだけ早期に公表・周知できるよう準備を進めてまいります。</p>
<p>1) 十二号「地方公共団体又は主務大臣が指定する者が、法第六条第二項第二号に規定する届出書の写し若しくは証明書の写し又は前各号に掲げる情報を踏まえ、同条第一項各号に規定する木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことについて認証したことを示す情報」については、本文を読む限りにおいては、当該項目が国内樹木と国外樹木のどちらを対象としたものか判断し辛いので、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令案の概要」に示されているように、対象となる樹木別について明記すべきである。 2) 同十二号について、「認証したことを示す情報」という表現は、森林認証、県産材認証等の認証ありきの情報と解釈できるが、国外樹木および国内樹木の生産国／地域によっては、認証自体が存在しないケースも多いことから、認証以外の判断要素である「指標」（トランスペアレンシー・インターナショナルの汚職認識指数、プリファード・バイ・ネイチャーのソーシングハブ等）からの情報についても、「違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いこと」を一定程度示す情報源として記載すべきである。 3) 同十二号の「認証」については、「違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことについて」の箇所、「木材等」に紐づけられているが、森林認証やその他の認証制度のなかには、流通する木材に紐づけられるよりも事業者に紐づけられた認証である場合も多いことから、ここで示される「認証」が木材に紐づけられたことを明確化する文言を含めるか「概要」において強調するべきである。</p>	<p>（（1）について） 本政令第1条第12号は、同号中「同条（法第六条）第一項各号に規定する木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことについて認証したことを示す情報」としている通り、国内外いずれの樹木も対象としています。</p> <p>（（2）及び（3）について） 本政令は、改正後の法第6条第2項第2号に規定している届出書の写し又は証明書の写しと同程度に違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証する情報を具体的に規定するものであり、合法性の確認の手続を直接規定しているものではありません。 また、本政令第1条第12号の認証を行う主体要件については、地方公共団体のほか、同令の主務大臣（農林水産大臣及び経済産業大臣）が指定する者としており、この指定する者については、できるだけ早期に公表・周知できるよう準備を進めてまいります。 いずれにしても、合法性の確認に関する運用の詳細については、ご指摘の観点も踏まえ、事業者の負担にも配慮しつつ、省令、通知等で示すこととし、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>
<p>木質系床材の輸入業者です。 （1）ヨーロッパの床材製造業者の実情について EU圏内には多くの国がありますが、SFCやPEFCの工場の証明書は取っているものの、政府機関が発行する合法木材証明は発行していない国もあるようです。 そのためEUに関しては、SFC、PEFCを工場が取得していれば合法木材商品に値するとしていただきたいと思います。 （2）経過措置として、外国の工場に関しては合法木材である証明をその工場が保証する証明でOKとし、同時に日本政府から世界各国に向けて日本は政府機関が発行する合法木材の証明書が必要であることを周知して欲しい。 ベトナムからアカシアを輸入していますが、「ベトナムのアカシアは100%植林材で合法木材だが、政府が合法木材証明を出すということは聞いたことがなく、また、実際、そのような証明書はでない」と現地工場から回答が来ました。 このように国によって、扱っている木材は植林で合法木材であっても国の制度として、そのような証明書が出ない国も多いようです。 そのため経過措置として当面の間、生産工場が合法木材であることを保証する証明書でOKとし、その間、日本政府から世界各国に日本は政府機関が発行する合法木材の証明書が必要であることを世界各国に周知していただき、浸透した段階で行政発行の証明書が必要としていただきたいと思います。</p>	<p>（（1）について） 政令第1条第12号の認証を行う主体要件については、地方公共団体のほか、同令第2条の主務大臣（農林水産大臣及び経済産業大臣）が指定する者としており、この指定する者については、できるだけ早期に公表・周知できるよう準備を進めてまいります。</p> <p>（（2）について） 改正後の法第6条第2項第2号に規定する原材料情報は、木材等そのものの合法性に関する情報ではなく、木材等の原材料である樹木についての情報としており、仮に国外樹木の伐採に係る法令が存在しない場合は、本政令第10号に基づき、その樹木の所有権等の権原に基づき、伐採したことを証する書類を収集いただくことなどが想定されます。 この書類例を合法性の確認に関する運用の詳細については、ご指摘の観点も踏まえ、事業者の負担にも配慮しつつ、省令、通知等で示すこととし、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>
<p>「・・・蓋然性が高いことを証する情報として政令で定める情報」については、「証する情報」を明確にするため、「SGEC/PEFC/FSC認証書」を有していれば「・・・蓋然性が高いことを証する情報」として認められる、ということ条文中に明記して頂きたいと思います。</p>	<p>改正後の法第6条第2項第2号に規定する原材料情報に代わる情報といえるものが本政令に委任されていることを踏まえ、認証制度を運用する公的機関以外の者が法第6条第2項第2号に規定する書類又は政令第1条各号の情報を踏まえ国内外材が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことについて認証できる者であるかどうかについては、主務大臣が個別に確認する必要があります。 このため、本政令第1条第12号の認証を行う主体要件については、地方公共団体のほか、同令の主務大臣（農林水産大臣及び経済産業大臣）が指定する者としており、この指定する者については、できるだけ早期に公表・周知できるよう準備を進めてまいります。</p>

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令案に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>【改正後の合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の運用に関する御意見】</p>	
<p>1) 原産国等の政府が発行する証明書について 法第6条において、木材関連事業者は、原材料情報の収集等をし、違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いかどうかについての確認（合法性の確認）をしなければならない、とされている。本政令は、上記の原材料情報について定めるものだが、一方で第6条第2項第2号には「違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証する情報」とも書かれている。 国外樹木については、原産国等の政府発行の証明書が必ずしも「違法伐採にかかる木材等に該当しない蓋然性が高いこと」を証することにはならない。例えば、当該伐採国・地域において、汚職や腐敗が行われている可能性が高い等、法制度が適切に機能しているか懸念がある場合や、違法伐採対策に関する法令が整備されていない場合などである。したがって、合法性確認を行うプロセスにおいて、政府発行の証明書について、合法性確認を行うための原材料情報として収集することは望ましいが、樹種及び伐採地に関する情報（法第6条第2項第1号において原材料情報として規定）、さらにその他関連するリスク情報に照らして、違法伐採等に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証しているかどうか、すなわち証明書の有効性が検証できるかどうかを、木材関連事業者自らが判断することが求められる。 このような確認プロセスはデューデリジェンスと呼ばれるものだが、法第6条第1項（「その原材料情報の収集又は整理をし、当該原材料情報を踏まえ、主務省令で定めるところにより、当該木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いかどうかについての確認」をしなければならない）においても、政府発行の証明書の入手だけでは、合法性確認が完結するとは規定されていないと解釈できる。 以上から、原材料情報として、違法伐採リスクを判断するために必要な情報を追加することを提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採地の詳細な情報 ・直接の調達先から木材伐採地までの取引関係（サプライチェーン）の情報 ・サプライチェーン上に?材等の合法性について過去に問題になったことはないか等に関する情報 <p>2) 原材料情報の適用法令の範囲 「樹木の伐採に係る」情報に限定されているが、違法伐採問題の対応する必要性から、以下のように範囲を広げることを提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採権と木材に関連する税を含む支払に関するもの ・木材伐採に関連する法令への準拠（森林管理や生物多様性の保全に係る法令を含む森林・環境法令全般） ・第三者の権利に関わるもの（木材伐採によって影響を受ける保有権・使用权、及び労働者の権利など） ・森林セクターに係る貿易と関税に関する法令 <p>上記については国際環境NGO FoE Japan発行「木材デューデリジェンス・ガイダンス実践編」p9「1.4合法性の定義」に詳細があるので参考にされたい。 https://fairwood.jp/data/DDguidance_practice.pdf</p>	<p>（（1）及び（2）について） 原材料情報の範囲は、この原材料情報は、法において ①樹種・伐採地域 ②森林法（昭和26年法律第249号）の伐採届（国内）又は原産国政府発行の伐採証明書（国外） ③ ②に代わるものとして違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証する書類 含めることとし、③が政令委任の範囲とされています。 このように、本政令は、改正後の法第6条第2項第2号に規定している届出書の写し又は証明書の写しと同程度に違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証する情報を具体的に規定するものであり、合法性の確認の手續を直接規定しているものではありません。 いずれにしても合法性の確認に関する運用の詳細については、ご指摘の観点も踏まえ、事業者の負担にも配慮しつつ、省令、通知等で示すこととし、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>
<p>政令案の主旨 合法性の確認方法について 3. まる2森林法（昭和26年法律第249号）の伐採届（国内）又は原産国政府発行の伐採証明書（国外）と規定 意見： 国外材の合法性の確認は、違法伐採リスクの高い国においては「原産国政府発行の伐採証明書」では不十分である。 そもそもクリーンウッド法制定のきっかけは、マレーシア・サラワク州における違法伐採木材が政府による合法証明を得ており、「合法木材ガイドライン」ではそれが認められてきたことの問題に端を発していた。木材を販売したい生産国発行の証明書では合法性確認できないことは、EU木材規則やUSレイシー法でも認められており、そのため事業者にデューデリジェンスを課されている。 原産国の証明書だけで合法性確認とするならば、合法ガイドラインと同レベルであり、クリーンウッド法制定の主旨が理解されていないことになる。 先進国、G7の中の日本として、違法伐採対策への取組を後退させるべきではなく、リスクベースのDDの実施を事業者に求めるべきである。違法伐採リスクの高い国の証明書だけで合法性確認とするべきではない。 該当部分： 政令案の概要 1. 違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証するものとして次の情報を規定することとする。 【国外材（法第6条第1項第2号の木材等）】 「原産国の法令に適合して伐採されたことを証する情報」（例：許可書の写し） 意見： 原産国の証明書は上記で述べた通り、違法伐採リスクの高い国では信頼性が低い。 このため輸入事業者は自ら違法伐採リスクが無いことを徹底的に確認するデューデリジェンスを課すべきである。</p>	<p>本政令は、改正後の法第6条第2項第2号に規定している届出書の写し又は証明書の写しと同程度に違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証するものを具体的に規定するものであり、合法性の確認の手續を直接規定しているものではありません。 いずれにしても、合法性の確認に関する運用の詳細については、ご指摘の観点も踏まえ、事業者の負担にも配慮しつつ、省令、通知等で示すこととし、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>
<p>当該法律の第六条第二項第二号の情報を定める政令案で、「国内外における違法伐採対策の強化に対する機運の高まり等を受けて」制定された「改正法」において、「原材料情報の収集等をし、合法性の確認をしなければならないこととした」としているが、この「合法性の確認」については「違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いかどうかについての確認」と説明している。 これは、違法伐採のリスクを評価するために行うものであり、それらの情報には、各国の腐敗指数や、FSCによる国別の管理木材アセスメントでの違法性リスク情報などが、この情報にあたるが、そうした記述がない。 逆に、この政令案の「令 第1条関係」として示されている国外材のviからixは、全て何らかの書面となっているが、これでは全く不十分。というのも、これらの書面が実態を反映して作成されたものであるかどうかを判断できないからである。汚職や適正な手続きによらず、そうした書面が作成されていることが想定される国もある。よって、そうしたリスクをも評価するために必要になる情報が、上記の腐敗指数や、FSCの国別リスク評価情報などの情報である。必要な情報は、これらの公的な証明書が適正なものかどうかを判断するための裏付けとなる情報であり、それは上記の様々な違法伐採に関連するリスク情報である。EUや米国などでも、それらの情報に基づいた形で、蓋然性を判断しており、そうした裏付け評価のない単なる許可証などだけでは、「違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いかどうかについての確認」を行うことはできないので、不適切である。よって、この政令案は、作成し直す必要がある。これでは、「国内外における違法伐採対策の強化に対する機運の高まり等」に対応ができず、国際的に全く恥ずかしいので、撤回し、きちんと内外の専門家の意見を聞いて作成し直す必要がある。</p>	<p>本政令は、改正後の法第6条第2項第2号に規定している届出書の写し又は証明書の写しと同程度に違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証するものを具体的に規定するものであり、合法性の確認の手續を直接規定しているものではありません。 いずれにしても、合法性の確認に関する運用の詳細については、ご指摘の観点も踏まえ、事業者の負担にも配慮しつつ、省令、通知等で示すこととし、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令案に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・合法性の証明が担当者の事務負担とならないよう配慮いただきたい。 ・証明には、伐採届、保安林伐採許可、森林経営計画の審査・認定事務の電子化が不可欠であるが、拙速な電子化は、マイナカード事業のようになる恐れがあることから、慎重な導入が必要である。 ・手続きが増えてくれることが想定されるので、出荷量に応じた事務に係る経費を補助する仕組みを備えてほしい 	<p>改正後の法第6条第1項に規定する木材関連事業者に対し合法性の確認等を義務付けることとしております。この点、当該木材関連事業者に木材等を出荷する立場の者は、これらの合法性の確認等の義務対象には該当せず、素材生産販売事業者として当該木材関連事業者の求めに応じて既存制度により作成等がされている伐採造林届等の必要な情報を提供いただくこととしております。</p> <p>事業者の負担軽減に関しては、素材生産販売事業者から木材関連事業者への情報の伝達にも活用できるシステムを構築することとしております。</p>
<p>国内における木材利用の機運が高まるとともに、森林が持つ公益的機能も見直されてきている。そのため持続可能な森林経営が求められることから、法律に則った木材生産のための法律の制定は、何ら反対するところではない。</p> <p>木材の利用促進により森林所有者の社会的地位の向上や、継続的な林業経営に資することにもつながり、喜ばしいことである。しかし、森林所有者や林業事業者の負担が増える新たな制度の施行には反対である。</p> <p>日本国内の木材利用に占める国産材の割合が増加し、木材の付加価値が増加しても山元の立木価格は据え置かれたままである。森林は緑のインフラと位置付けられているが、それを支えるのは森林所有者であり、森林所有者が持続的な林業経営に対する意欲と関心を向上させることが、まずは求められる施策ではないだろうか。</p> <p>合法性を担保するハードルを上げることは、違法伐採木材の流通を減らすことにつながるかもしれないが、それは単なる対処療法であり、本来の問題解決にはつながらない。</p> <p>それにより負担が増えた森林所有者の更なる林業経営意欲の減退につながるように思えて仕方がない。</p> <p>農林水産省及び林野庁には、日本の森林・林業の構造的な問題の解決にいち早く着手していただきたい。</p>	<p>本政令は、改正後の法第6条第2項第2号に規定している届出書の写し又は証明書の写しと同程度に違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証するものを具体的に規定するものであり、素材生産販売事業者に発生する義務を直接規定するものではありません。</p> <p>なお、改正後の法第6条第1項に規定する木材関連事業者に対し合法性の確認等を義務付けることとしております。この点、当該木材関連事業者に木材等を出荷する立場となる者は、これらの合法性の確認等の義務対象には該当せず、素材生産販売事業者として当該木材関連事業者の求めに応じて既存制度により作成等がされている伐採届等の必要な情報を提供いただくこととしております。</p> <p>いずれにしても、農林水産省としては、クリーンウッド法に基づく合法性の確認等の取組の推進と併せて、国産材の供給拡大に向け、森林・林業基本計画に基づき、林業の担い手の育成や路網の整備、木材加工流通施設の整備、建築物等への木材の需要の拡大等、川上から川中・川下に至る施策を総合的に推進してまいります。</p>
<p>木材製品の合法性の証明の確認が義務化されることにより、現状でさえ煩雑かつコストがかかっている書類業務が、一層負担となる可能性が高い。</p> <p>一方で、ウッドショックも一時的なものに終わり、新規住宅着工件数は相変わらず減少の一途をたどっており、材木価格はそのコストに比して著しく低く留まっている。</p> <p>合法性の証明確認に関する業務において発生する費用を、製品価格に転嫁するのは非常に難しい状況となっている為、合法性の証明に関する手続きの簡素化を求める。</p>	<p>改正法は、合法性が確認された木材等の流通量が増加することで、結果的に違法伐採及び違法伐採木材等の流通を抑制することを目指すものです。このため、川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認が円滑に行われることが重要であると考えております。今後、合法性の確認に関する運用の詳細については、事業者の負担にも配慮しつつ、省令、通知等で示すこととしており、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>
<p>政令案については特に意見はない。なお、合法性確認が義務付けられる木材関連事業者にとって、当該合法性の確認が過重な負担とならないよう、お取り計らいいただきたい。また、木材の種類によっては、輸出業者が合法性証明等を添付しないまま我が国に輸出してくる場合も少なくないことから、輸出業者は輸出に際して合法性証明等を添付するよう、日本国政府から輸出国政府に対して積極的に働きかけていただきたい。いずれにしても、クリーンウッド法とグリーン購入法が併存しているため、実務的にはわかりにくい面もあることから、今後、ご指導いただきたい。</p>	<p>改正法は、合法性が確認された木材等の流通量が増加することで、結果的に違法伐採及び違法伐採木材等の流通を抑制することを目指すものです。このため、川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認が円滑に行われることが重要であると考えております。今後、合法性の確認に関する運用の詳細については、事業者の負担にも配慮しつつ、省令、通知等で示すこととしており、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>
<p>合法性の証明が担当者の事務負担とならないよう配慮していただきたい。（同一意見ほか1件）</p>	<p>改正法は、合法性が確認された木材等の流通量が増加することで、結果的に違法伐採及び違法伐採木材等の流通を抑制することを目指すものです。このため、川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認が円滑に行われることが重要であると考えております。今後、合法性の確認に関する運用の詳細については、事業者の負担にも配慮しつつ、省令、通知等で示し、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>
<p>○最近、伐採造林届が見直され事務負担が増えたばかりであるのに、合法性の証明についても担当者の事務負担が増えないよう配慮願います。</p> <p>事務負担や手続きが増えるのであれば、事務を外部委託とする可能性もあるので、その経費を補助してほしい。</p> <p>そもそも合法性の手続きは煩雑であるのに、森林組合にはメリットがないので手続きを簡素化してほしい。</p> <p>○合法であることを証明するために、計画伐採のみで伐採届けを申請した伐採を行っていないことを条件にする。また伐採箇所を記入しても丸太のひも付けにはならないので、森林経営計画の認定団体であることをもって合法証明とするべき。</p> <p>○証明には、伐採届け、保安林伐採許可、森林経営計画の審査・認定事務の電子化が不可欠で、手続きの電子化が進んでいない市町村は施工を遅らせてほしい。</p>	<p>改正法は、合法性が確認された木材等の流通量が増加することで、結果的に違法伐採及び違法伐採木材等の流通を抑制することを目指すものです。このため、川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認が円滑に行われることが重要であると考えております。</p> <p>改正後の法第6条第1項に規定する木材関連事業者に対し、原材料情報の収集又は整理、合法性の確認、記録の保存等を義務付けることとしております。当該木材関連事業者に木材等を出荷する立場となる者は、これらの合法性の確認等の義務対象には該当せず、素材生産販売事業者として当該木材関連事業者の求めに応じて既存制度により作成等がされている伐採届等の必要な情報を提供いただくこととしております。</p> <p>また、事業者の負担軽減に関しては、素材生産販売事業者から木材関連事業者への情報の伝達にも活用できるシステムを構築することとしております。</p> <p>合法性の確認に関する運用の詳細については、事業者の負担にも配慮しつつ、省令、通知等で示すこととしており、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類等の対応について行政による協力を義務付けてもらいたい。 ・素材生産業者の事務負担が増えないよう配慮して頂きたい。 ・やるのであれば全ての団体が適正に対応するよう徹底してもらいたい。 ・証明にはデジタル化、電子化が必要であることから対応するシステム及びシステムの普及のための補助等をお願いしたい。 ・認定団体（認定事業者を管理する団体）が普及・管理をするための事務コストの補助をお願いしたい。 	<p>改正法は、合法性が確認された木材等の流通量が増加することで、結果的に違法伐採及び違法伐採木材等の流通を抑制することを目指すものです。このため、川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認が円滑に行われることが重要であると考えております。当該木材関連事業者に木材等を出荷する立場となる者は、これらの合法性の確認等の義務対象には該当せず、素材生産販売事業者として当該木材関連事業者の求めに応じて既存制度により作成等がされている伐採届等の必要な情報を提供いただくこととしております。</p> <p>また、事業者の負担軽減に関しては、素材生産販売事業者から木材関連事業者への情報の伝達にも活用できるシステムを構築することとしております。</p> <p>合法性の確認に関する運用の詳細については、事業者の負担にも配慮しつつ、省令、通知等で示すこととしており、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令案に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>合法の証明が事務負担とならないよう、従来どおり、送り状、納品書等へ認定番号、合法木材である旨、記載があれば、証明書役割を果たすよう引き続きお願いしたい。</p>	<p>改正法は、合法性が確認された木材等の流通量が増加することで、結果的に違法伐採及び違法伐採木材等の流通を抑制することを目指すものです。このため、川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認が円滑に行われることが重要であると考えております。今後、合法性の確認に関する運用の詳細については、事業者の負担にも配慮しつつ、省令、通知等で示し、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>
<p>合法性の証明は大切なことと思います。しかしながら、森林組合が扱う案件は一般的に膨大になることから、森林組合が合法性の認定団体であれば、森林組合が扱う材は合法証明として、手続きの簡素化がなされる必要があります。</p>	<p>改正法は、合法性が確認された木材等の流通量が増加することで、結果的に違法伐採及び違法伐採木材等の流通を抑制することを目指すものです。このため、川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認が円滑に行われることが重要であると考えております。今後、合法性の確認に関する運用の詳細については、事業者の負担にも配慮しつつ、省令、通知等で示し、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>
<p>脱炭素社会、SDGSの達成に向け、世界が協力し努力していかなければいけない未来、国が管理するクリーンウッドが合法性を証明するものとして主流となっていくと感じます。しかしながら現状はガイドラインによる合法木材との差異がないため、必然性が感じられません。違法伐採木材排除にむけた、世界基準の厳しい法律となることを望んでいます。</p>	<p>本政令は、改正後の法第6条第2項第2号に規定している届出書の写し又は証明書の写しと同程度に違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証するものを具体的に規定するものであり、合法性の確認の方法を直接規定しているものではありません。</p> <p>なお、現行のクリーンウッド法は、違法伐採及び違法伐採木材等の流通を抑制するため、木材等の合法性の確認等を確実にを行う木材関連事業者を第三者機関が登録する等により、合法伐採木材等の流通及び利用を促進してきたところです。</p> <p>他方、グリーン購入法に基づく国等の木材製品等の調達にあたっては、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を目指す観点から、合法性の証明を確認した上で行っており、その証明方法として、林野庁において「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下単に「ガイドライン」）を定めているところです。このガイドラインにおいては、森林所有者等から国等の発注者までのサプライチェーン上の全ての事業者が証明書の作成と次の事業者への交付を行うこととしているなどクリーンウッド法と目的・仕組みが異なるところです。</p> <p>また、今般の改正法（（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第22号））は、そうした現行の枠組みをベースとして、川上・水際の木材関連事業者に合法性の確認等の義務付け等の措置を講ずることとしており、この中で、</p> <p>① 川上・水際の木材関連事業者に対し、木材等の譲渡（ゆずりわた）しをする際に合法性確認木材等か否かを伝達する義務を課すこととしているほか、</p> <p>② 木材関連事業者の取り組むべき措置として、「合法性確認木材等の数量を増加させるための措置」を規定しており、</p> <p>③ また、消費者に直接接する小売事業者を木材関連事業者に追加するとともに、</p> <p>④ 合法性確認木材等のみを取り扱うなど、優良な木材関連事業者について公表やマーク付け等を行っていくこととしていることとしており、SDGsなど世界的な環境意識の高まりを背景として、川中・川下の事業者や消費者からの求めも相まって、市場に流通する木材等が合法性確認木材等にシフトしていくものと考えています。</p> <p>こうした改正後のクリーンウッド法により違法伐採対策の更なる取組の強化を進めてまいります。</p>
<p>少し理解できていない点がありますので、Q&Aなどで整理できればお願いします。市町村森林整備計画に入っていない森林（森林簿がない）は伐採届の提出義務がないため、この度の制度には該当しないという理解でよろしいですか？この制度の運用によりこのような森林から搬出された材は市場での取扱に規制が掛かることになりますか？もしそういったことになると、木材の有効利用が損なわれ、一般廃棄物として取り扱うことしか出来なくなります。私の理解不足かも知れませんがよろしくをお願いします</p>	<p>本政令は、改正後の法第6条第2項第2号に規定している届出書の写し又は証明書の写しと同程度に違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証するものを具体的に規定するものであり、伐採届がないケースも含め規定しているため、伐採届の提出義務がない森林であっても、法の対象となります。</p> <p>なお、改正後の法において法第6条第1項による合法性の確認ができなかった木材等について材の取扱を禁止するなどの流通規制を行うこととはしておりません。</p> <p>いずれにしましても、合法性の確認に関する運用の詳細については、ご指摘の観点も踏まえ、事業者の負担にも配慮しつつ、省令、通知等で示すこととしており、改正法の施行に向け、必要な整備を進めてまいります。</p>
<p>○ 森林法により伐採届の適用除外とされている伐採がされたことを証する情報（令第1条第1号）について</p> <p>森林法第10条の8第1項第10号（除伐）及び第11号の一部（倒木、枯死木又は著しく損傷した立木の伐採）の規定に該当して伐採された木材について、違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証するための情報が示されていないが、今後貴庁が発出される通知等で具体的に示されるのか。また、示される場合は、「違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証する書類」の様式を明示していただく、若しくは記載項目を明示していただきたい。</p> <p>特に、倒木、枯死木又は著しく損傷した立木の伐採については、貴庁において「被災木の受入可能施設一覧」を公表されるほど、全国的に倒木処理等により伐出された木材が流通する事例が多いと思慮されるが、市町村では除伐も含め実態を把握していない。クリーンウッド法を適正に運用し、木材市場等の川上の木材関連事業者における確認事務が混乱なく行えるようにするためには、除伐と称して伐採された木材や倒木処理等により伐出された木材の取り扱いを具体的に示していただく必要があると考えている。</p> <p>○ 個別法により伐採届の適用除外とされている伐採がされたことを証する情報（令第1条第2号？第5号）について</p> <p>事業計画及び措置等の公表方法や計画に基づき伐採する方への通知書類等は、法によって異なっている。例えば、特定間伐等促進計画に基づく間伐の場合、本市は証明等を出していないため、木材市場等の川上の木材関連事業者は「森林所有者等による独自の証明」によって違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを確認しているが、これは今後も認められるのか。</p> <p>仮に、市町村が「森林所有者等による独自の証明」を認証し、木材市場等の川上の木材関連事業者が、市町村が発行した証明書等によって違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを確認する手続きとなった場合、市町村における認証事務に係る負担が大きく増加することに加え、認証事務に時間を要し木材流通に滞りが生じることが想定されるため、その運用は望ましくない。</p>	<p>本政令第1号において原材料情報から除くこととしている場合の伐採における合法性の確認の方法に関しては、今後、通知等で示してまいります。</p> <p>なお、本政令により伐採造林届の代替となる違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを示す既存制度に基づく書類を位置付けることとしており、事業者はこれらの既存制度に基づく書類を活用することを想定しています。</p>